

対馬市長選挙・対馬市議会議員補欠選挙

投票日は2月26日(日)です

投票時間は7:00から18:00まで

平成24年3月27日に任期満了を迎える対馬市長選挙、また、それに伴う対馬市議会議員補欠選挙は、2月19日(日)告示、2月26日(日)投票です。

投票ができる人

満20歳以上(平成4年2月27日までに生まれた人)の日本国民
平成23年11月18日以前に対馬市に住民登録を行い、引き続き
3か月以上対馬市に住所を有する人

以上の要件を満たしていても、次の人は投票できません。

- (1) 投票日前日(2月25日)までに、対馬市から転出した人(ただし、期日前投票を行った後に転出した人の投票は有効となります)
- (2) 公民権停止中の人

転居された方は...

平成24年2月6日(月)までに市内転居(対馬市内での異動)の届出をした人は、新しい住所地の投票所で投票することができます。ただし、平成24年2月7日以降に転居の届出をした人は、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

期日前投票

仕事・レジャー・冠婚葬祭等の理由で投票日に投票できない人は、期日前投票をすることができます。期日前投票所に入場券を持参し、宣誓書を記入したのち、投票用紙の交付を受け、投票することになります。

期日前投票ができる期間・時間・場所については次のとおりです。名簿登録地以外でも投票できます。

期 間 2月20日(月)から2月25日(土)まで
時 間 8:30から20:00まで
場 所 対馬市役所、美津島・豊玉・峰・上県・上対馬 各地域活性化センター

不在者投票

次の理由により、投票日に投票所で投票することが出来ない見込みの人(期日前投票者を除く)は、その旨の宣誓と不在者投票用紙の交付請求の申請を行い、滞在地の選挙管理委員会又は不在者投票施設等で不在者投票を行うことができます。

1. 選挙期日にわたる観光、病気療養(指定病院等に入院している人を除く)等の旅行で市外に滞在中の人(対馬市以外の市町村の選挙管理委員会で投票する人)
2. 病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院・入所している人(病院長・施設長等に不在者投票の請求の申出を行ってください)
3. 監獄・少年院等に収容中の人

不在者投票の交付請求は、本庁及び各地域活性化センターで受付しております。

なお、不在者投票のできる期間、交付請求の場所については次の通りです。なお、交付請求については告示前から受け付けておりますので、早めに申請を行ってください。

4. 不在者投票期間 2月20日(月)から2月25日(土)まで



平成23年度
明るい選挙ポスターコンクール
長崎県選挙管理委員会委員長賞
対馬市立蔵原中学校2年
日高希美香さん

郵便投票

郵便投票証明書をお持ちの方は、有効期間を確認の上、早めに郵便投票の請求及び交付手続きを行ってください。

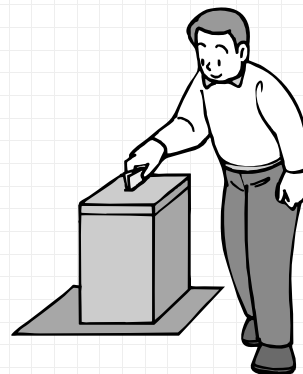
請求できるのは、2月22日（水）午後5時までです。

また、身体障害者で身体障害者手帳に「上肢又は視覚の障害が1級である者」、戦傷病者で戦傷病者手帳に「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者」として記載されている人は、郵便等による代理記載制度もあります。

なお、郵便による不在者投票についての詳しいことは、対馬市選挙管理委員会及び各活性化センター選挙書記にお気軽にご相談ください。

開票

20:30から「シャインドームみね」で即日開票



問い合わせ

対馬市選挙管理委員会		0920(53)6111
美津島地域活性化センター	選挙担当	0920(54)2271
豊玉地域活性化センター	選挙担当	0920(58)1111
峰地域活性化センター	選挙担当	0920(83)0301
上県地域活性化センター	選挙担当	0920(84)2311
上対馬地域活性化センター	選挙担当	0920(86)3111

福祉課からのお知らせ

離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方に 住宅手当緊急特別措置を行っています

支給上限額 28,000円（単身世帯）

36,400円（複数世帯）

支給対象者 次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

2年以内に離職した方

離職前に自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方

就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方

住居を喪失している方または喪失するおそれのある方

（喪失するおそれのある方は次の「及び」の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方）

原則として収入のない方

（一時的な収入がある場合には、生計を一つとする同居の親族の収入の合計が次の金額以下であること）

単身世帯 月収 8万4,000円

複数世帯 月収 17万2,000円

生計を一つとする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること

単身世帯 50万円

複数世帯 100万円

国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付（就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等）、自治体を実施する類似の貸付けまたは給付等を受けてない方
手当は入居住宅の貸主等に直接振り込まれます。

問い合わせ 福祉事務所 福祉課 0920(58)2294

あなた自身のアイデアと力を試してみませんか？

平成24年度「離島人材育成基金助成事業」を募集します

「離島人材育成基金助成事業」は、離島住民の自主的な島づくり活動をバックアップするための助成事業です。

自分達の住む島の将来を自ら真剣に考え、自ら意欲的に行動する人材の育成を目的に、財団法人日本離島センターでは全国的に助成事業を行っています。

助成対象事業は以下の事業で、離島の人材育成のための事業とします。

- (1) 離島の産業振興に係る事業
- (2) 離島の生活・文化・福祉の向上に係る事業
- (3) 他地域との交流推進に係る事業
- (4) その他人材育成に必要な事業

応募できる事業は、自ら新たに取り組む事業とします。

既存の事業や、運動会・祭り・盆踊りなどの毎年の通常の行事、政治・宗教・営利を目的とする事業は対象となりません。

国または都道府県から補助金を受けている事業、または受けようとしている事業は応募できません。
応募締め切り 平成24年2月14日(火)

活用をご希望される方は、地域再生推進本部または各地域活性化センター地域支援課までご連絡下さい。

問い合わせ 地域再生推進本部 0920(53)6111

市議会常任委員会が調査を行いました

対馬市議会は、現在市がかかえる各事業の課題等について、他市の事業状況を調査しました。

総務文教常任委員会は、長崎市の(株)長崎ケーブルメディアにてケーブルテレビを活用した市民サービス等について、厚生常任委員会は、平戸市の北松北部クリーンセンターにて最終処分場の維持管理費等について、また、産業建設常任委員会は、長崎県政策企画課並びに長崎県総合水産試験場にて施設・事業概要及び対馬市における利活用等についてそれぞれ調査を行いました。

今後は、調査結果をもとに各常任委員会が所管する事業について検証を行い、より良い住民サービスが提供できるよう引き続き調査・研究を重ねてまいります。



総務文教常任委員会



厚生常任委員会



産業建設常任委員会

問い合わせ 議会事務局 0920(58)1379

遊漁はルールを守って！

対馬市では、「対馬における遊漁ルール」や「対馬海区漁業調整委員会指示」によって秩序ある遊漁・適正な漁場利用の確立を図っています。主旨をご理解いただき、資源保護にご協力をお願いいたします。

なお、「漁業調整委員会指示」に違反すると長崎県知事による遵守命令が発せられ、その命令に違反すると罰せられます。

遊漁ルール

まき餌の総量制限...1人1日、10kg以内

時期、時間の制限...12月1日～3月31日の間、21時～翌6時まで

まき餌釣りは禁止

釣獲量の制限...まき餌釣りによる釣獲量は、1回の釣行での実

釣日数にかかわらず1人1釣行10kg以内

体長の制限...チヌ20cm クロ15cm 以下は再放流

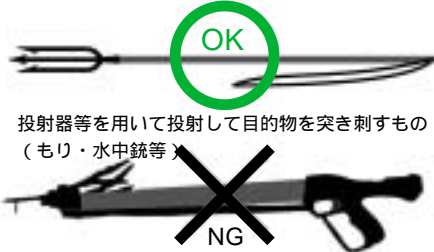
遊漁ルール ~ が「漁業調整委員会指示」



外国人の「まき餌釣り」は法律で禁止されています。

スキューバダイビング等を楽しまれる方へ

柄を手に持って目的物を突き刺すもの（やす等）
（突き刺した時に柄が掌中から離脱しないもの）



投射器等を用いて投射して目的物を突き刺すもの
（もり・水中銃等）

「たも網」^{さであみ}、「叉手網」、「やす」及び「は具」以外の漁具を使用しての採捕は禁止されています。

また、投射して目的物を捕獲する「もり」の使用も禁止されています（投射：目的物を突き刺した時に柄が掌中にない状態）。

違反した場合、3年以下の懲役、もしくは400万円以下の罰金。またはこれらが併科されます。

問い合わせ 農林水産部 水産振興課（対馬沿岸海域利用対策協議会事務局） 0920(53)6111
対馬振興局 水産課（対馬海区漁業調整委員会事務局） 0920(52)1311

観光物産推進本部からのお知らせ

中小企業支援ネットワーク強化事業を実施します

『地域経済の活性化』のため、国の事業である“中小企業支援ネットワーク強化事業”を活用して、巡回アドバイザーによる巡回指導や専門家派遣を行っています。

1. 年度末の支援活動スケジュール

巡回支援活動期限：平成24年3月9日（金）

2. 専門家派遣の回数

1支援課題につき最大10回（12月から3月までの時限措置）

巡回相談・専門家派遣に掛かる経費は無料です。お近くの商工会各支所にお問い合わせください。

対馬市商工会 巖原支所	0920-52-0452	美津島支所	0920-54-2268
豊玉支所	0920-58-1139	峰支所	0920-82-0123
上県支所	0920-84-2125	上対馬支所	0920-86-2323

問い合わせ 観光物産推進本部 0920(53)6111

対馬市・長崎県対馬振興局による合同動産公売会を行います

市税・県税の滞納により差し押さえた動産の公売会を下記により実施します。
 一般の価格よりお安くなっておりますので、ふるってご参加ください。

公売方法：入札及びせり売り

公売品の下見会

日時：平成24年1月27日（金） 15:00～17:00

場所：対馬市役所 別館2階大会議室（対馬市厳原町国分1441）

入札会の日時及び場所

日時：平成24年1月28日（土） 10:00～13:00

一部の物件は、13:00からせり売りを行います。

場所：対馬市役所 別館2階大会議室（対馬市厳原町国分1441）

公売参加時には、印鑑と買い受け代金をご持参下さい。

公売物品：（ ）内は最低公売価格です。



小石原焼 急須の置物
（¥40,000）



レッグマジック
（¥800）



寒 蘭
（¥1,200）



セイコードルチェ
（¥5,000）



ハイアール冷蔵庫
（¥4,000）



シャープ アクオス 26型
壁掛け型 （¥8,000）



龍の置物
（¥8,000）



陶器花瓶
（¥10,000）

その他の公売品目（全60点ほどを予定）	最低公売価格
クスノキの衝立¥137,000、釣竿（リール付）¥500、漆器セット¥500、 フランス人形¥2,400、掛け軸¥3,000、ソファー¥5,000、 電子レンジ¥4,000、こたつテーブル¥1,000	公売日の前日までに、市役所庁舎前掲示場へ公告いたします。 一般の価格よりも安価です。

あくまでも公売物件ですので、購入後に不具合等が判明した場合についても、公売代金の返還はいたしません。また、落札物件の会場からの搬出は落札者の負担となりますので、あらかじめご了承願います。

問い合わせ 市民生活部 税務課 0920(53)6111
 対馬振興局 税務課 0920(52)6780

「第8回対馬市民美術展」を開催します

展示期間及び会場

前期：平成24年1月25日(水)～1月29日(日) 【対馬市交流センター】

後期：平成24年2月1日(水)～2月5日(日) 【上県地区公民館】

鑑賞時間 9:00～18:00

展示部門 洋画、日本画、写真、書道、デザイン、彫塑工芸

問い合わせ 教育委員会 生涯学習課 0920(86)3727



「間寛平」講演会～アースマラソンの裏側すべて話します～

日時 平成24年2月8日(水) 19:00～

会場 上対馬総合センター 文化ホール

入場料 大人1,000円 高校生以下500円

各公民館にてチケット販売中

問い合わせ 教育委員会 上対馬地区公民館 0920(86)3052



ユネスコエコパーク講演会を開催します

世界自然遺産と同じユネスコの認証制度である「エコパーク(生物圏保存地域)」について理解を深めましょう。

厳原会場 2月8日(水) 19:00 対馬市交流センター3階会議室

比田勝会場 2月9日(木) 19:00 上対馬総合センター2階会議室

講師 日本ユネスコMAB計画委員会 事務局長 酒井暁子さん

演題 「対馬の自然を世界の宝物に」

主催 対馬市教育委員会

問い合わせ 教育委員会 文化財課 0920(54)2341

食育(健康づくり)講演会を開催します

開催日時 平成24年1月29日(日) 10:00～12:00

開催場所 対馬市公会堂(豊玉町仁位)

主催 対馬市・対馬保育会・長崎県対馬保健所

「食卓の向こう側にみえるもの～だから食育なんだ」
西日本新聞社編集企画委員 佐藤弘先生



【プロフィール】

1961年生まれ。福岡市出身。東京農大農業拓殖学科に進学するも、深遠なる「農」の世界に触れ、実践者となることを断念。側面から支援する側に回ろうと西日本新聞社に入社。現在、編集企画委員会で「農・食・暮らし」を担当。

問い合わせ 福祉保健部 健康保健課 0920(58)1116

4月から森林の所有者届出制度がスタートします

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

- 届出対象者** 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。
- 届出期間** 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。
- 届出事項** 届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

ただし上記は、平成23年12月時点の内容であり、制度の開始までに見直される場合があります。



問い合わせ 農林水産部 農林振興課 0920(53)6111
 対馬振興局 農林水産部 林業課 0920(52)0318

特別障害給付金の支給対象者
 支給対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。
 平成3年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた学生
 大学・大学院・短大・高専などで、昭和61年4月～平成3年3月までの期間に、昼間部に在学していた

特別障害給付金
 障害基礎年金を受給できない、いわゆる無年金障害者および無年金障害者とは異なる人を対象に、特別障害給付金を支給する制度があります。ただし、この特別障害給付金は、障害基礎年金や障害厚生年金などの公的年金の障害給付を受給できる人は支給対象とはなりません。

特別障害給付金制度について



年金コーナー

特別障害給付金の支給額
 障害等級で異なり、毎年度物価の変動で改定されます。
 平成23年度
 ・障害等級1級 月額 49,650円
 ・障害等級2級 月額 39,720円

・に該当する人で、国民年金に任意加入していなかった期間中に初診日（初めて医師の診察を受けた日）があり、現時点で1級または2級の障害等級に該当する65歳到達前に人に限られます。

学生に限る
 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた人
 厚生年金保険や共済組合などの加入者の被扶養配偶者

日時	2月15日(水)	日時	2月16日(木)
14時～17時	9時～17時	場所	上対馬総合センター
場所	峰地区公民館 (峰地域活性化センター横)		

長崎北年金事務所の出張年金相談

【問い合わせ】
 日本年金機構
 長崎北年金事務所
 095(861)1387

請求手続きの注意事項
 原則として、65歳に達する日の前日までに請求しなければいけません。書類に時間がかかりますので、日本年金機構では、まず、請求を行うことをすすめています。

